新型コロナウイルス感染症の影響により、町税や料金などの納付が困難となられた方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により町税などを納期までに全額納めることが困難なときは、原則として1年以内の期間に限り徴収猶予(分割納付)などの納税・納付緩和措置を受けることが可能となる場合があります。

詳しくは下記担当部署まで、ご相談ください。

主な相談先(電話 御嵩町役場 0574-67-2111 (代表))

町税・料金	担当課	担当係(内線)
町県民税	税務課	収納係(2156)
固定資産税		
軽自動車税 (種別割)		
法人町民税		
国民健康保険税	保険長寿課	国保年金係(2113)
介護保険料	保険長寿課	介護保険係(2119)
後期高齢者医療保険料	保険長寿課	国保年金係 (2112)
町営住宅家賃	総務防災課	行政管財係 (2209)
上水道使用料	上下水道課	庶務係(2133)